

マイナンバーはこんな場面で必要です

平成28年1月から申請書などにマイナンバーの記載が必要になります。

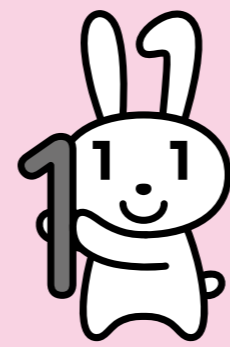
○地方税分野の各税目の個別手続等における個人番号・法人番号の利用や番号記載時期等について
各税目別における個人番号・法人番号の記載開始時期は、税目・手続ごとに異なります。
・固定資産税の申告の手続では、平成28年1

○通知カードを窓口で受け取るには！
事前に電話番号で返戻状況をご確認の上、市民課市民窓口担当で受け取ることが出来ます。
《世帯主または世帯主と同一世帯の方が受け取りに来る場合》
持ち物
・顔写真付きの官公署発行書類の場合1点
（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど）
・顔写真付きでない書類の場合2点
（保険証＋社員証、保険証＋年金手帳、後期高齢者保険証＋介護保険証、保険証＋学生証、保険証＋通帳など）
※世帯主または世帯主と同一世帯の方が来庁できない場合は、必要な書類などがありますので事前にお問い合わせください。
○通知カードは大切に保管を！
通知カードは皆様にマイナンバー（個人番号）をお知らせする大切なカードです。紛失したり誤って損傷したりしないよう、大切に保管してください。紛失等をされた場合には再発行が可能です。再発行の際には再発行

○各種届出申請、手続き
納税管理人申告書、相続人代表者指定（変更）届（相続による納税義務の継承）、共有代表者指定（変更）届、住宅用地申告書・新築住宅等減額申告書など
○固定資産税
償却資産申告書など
○法人市民税
法人市民税申告書・届出書など
○個人住民税
平成28年1月1日以後に記載が必要なもの
退職所得の納入申告書、特別徴収義務者の所在地名称変更届出書など
平成28年分以後の所得に係る申告などから記載が必要なもの
住民税申告書、給与支払報告書
※軽自動車税の車検用納税証明、標識交付などの申請にはマイナンバー（個人番号・法人番号）は不要です。
注 意 代理人（自動車・バイク販売店など）への依頼にもマイナンバー（個人番号・法人番号）の写しの提供は不要です。

税

関係：



マイナンバー

〈社会保障・税番号制度〉が始まります！

その9

住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

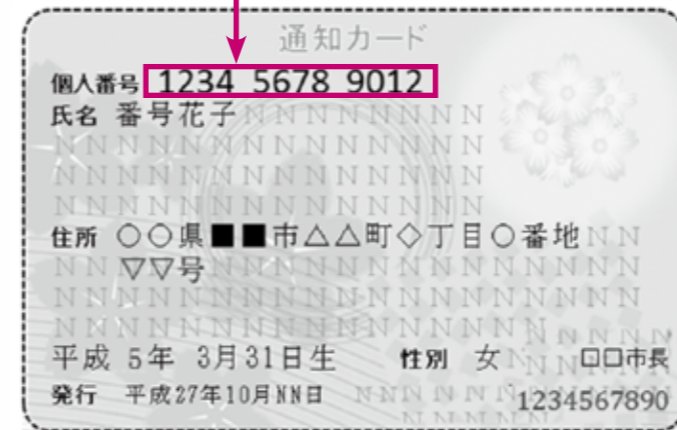


マイナンバー（個人番号）が記載された通知カードは届きましたか？

都留市では、マイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが12月上旬にかけて各世帯主様あてに配達されました。受取人の不在、転送がかかっている、あるいは住所変更の理由で通知カードがお手元に届いていない方は通知カードが市役所に返戻されていますので、お問い合わせください。

手数料（500円）が必要となりますので、ご注意ください。
個人番号カードについて
個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に住所・氏名・生年月日・性別等が記載され、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されます。
個人番号カードの有効期間
発行日から10回目の誕生日までです。ただし、発行時に20歳未満の方の場合は5回目の誕生日までとなります。
※個人番号カードの交付申請は任意です（個人番号カードが必要でない方は申請不要です）
あなたのマイナンバー（個人番号）です
通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 ○○県 ■■■市△△町◇丁目○番地 NN
▽▽号
平成 5年 3月 31日生 性別 女
発行 平成 27年 10月 NN日 1234567890

あなたのマイナンバー（個人番号）です



■通知カード（見本）

月1日以降の固定資産に係る申告書などから適用となります。
・法人市民税の確定申告・中間申告では、平成28年1月1日以後に開始する事業年度から適用となります。
・個人住民税の申告の手続では、平成28年分以後の所得に係る申告書などから適用となります。

問合先 税務課

全ての手続きに共通する窓口での本人確認について

マイナンバー（個人番号）をご記入いただく手続きには、他人のなりすましなどを防止するため本人確認を行います。

本人確認の方法

- ①本人が手続きする場合
次のA、Bの両方を確認いたします。
A マイナンバー（個人番号）の確認（番号が正しいことの確認）
B 本人確認（番号の正しい持ち主「本人」であることの確認）

- ②代理人が手続きする場合
次のA、B、C全てを確認いたします。
A 本人（申請者、届出者）のマイナンバー（個人番号）の確認
B 代理権があることの確認（委任状など）
C 代理人の本人確認

《申請の流れ》

通知カードに同封される申請書で「地方公共団体情報システム機構」へ申請を行います。
※郵送による申請またはスマートフォンやパソコンで申請が可能です。
平成28年1月以降、個人番号カードの準備が整うと本市から交付通知書が郵送されます

※制度開始直後は個人番号カードの申請が集中するため、カードをお渡しするまでにお時間がかかることが予想されます。

交付通知書が届いたら、個人番号カード受け取り日時の電話予約をします

※市民の皆様はスムーズにお渡しできるように受け取りは事前予約制を導入します。詳細は交付通知書をご確認ください。

交付通知書に記載された必要書類を持参し、予約日に個人番号カードを受け取ります

※本人確認の上、暗証番号を設定して頂きますので、受け取りはご本人が来庁ください。

詳しくはお問い合わせください。

- 問合先
○市民課 市民窓口担当
○個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）
☎0570(783)578
○マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178

社

会保障関係：

平成28年1月から、「国民健康保険」・「介護保険」後期高齢者医療保険などの各種手続きにマイナンバー（個人番号）が必要となります！

■平成28年1月からマイナンバーを取り扱う事務の一覧

個人番号を取り扱う事務	問合先
国民健康保険制度	市民課 保険年金担当
後期高齢者医療制度	市民課 保険年金担当
障害福祉サービス・障害児通所給付	福祉課 障がい者支援担当
障害者自立支援医療費	福祉課 障がい者支援担当
各種障害者手帳・手当	福祉課 障がい者支援担当
重度心身障害者医療費助成制度	福祉課 障がい者支援担当
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金・支給金	福祉課 地域福祉担当
児童手当	健康子育て課 子育て支援担当
児童扶養手当	健康子育て課 子育て支援担当
ひとり親家庭医療費助成制度	健康子育て課 子育て支援担当
未熟児養育医療費	健康子育て課 子育て支援担当
子どものための教育・保育給付	健康子育て課 保育家庭担当
介護保険制度	長寿介護課 介護保険担当
老人福祉法に基づく措置	長寿介護課 高齢者福祉担当
就学援助認定	学校教育課 学校教育担当

※都留市すこやか子育て医療費助成制度については、申請時にマイナンバー（個人番号）が必要ではありませんが、今後利用する場合があります。